前文

日本国政府及びオーストラリア政府（以下「両締約国政府」という。）は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（以下「基本協定」という。）第一・十二条（総則―実施取極）の規定に従って、次のとおり協定した。

第一章　総則

第一・一条　適用範囲及び基本協定との関係

1　この取極は、基本協定の特定の規定を実施するための詳細及び手続を定める。

2　この取極に別段の定めがある場合を除くほか、基本協定において定める定義は、この取極について準用する。

3　基本協定第十九章（紛争解決）の規定は、この取極の規定の実施、解釈又は適用に関する両締約国政府間の紛争の解決について準用する。

第二章　原産地規則

第二・一条　原産地証明書の発給

1　輸出締約国政府の権限を与えられた機関又は他の発給機関の代表者による原産地証明書への署名は、自筆のもの又は電子的に印刷されたものとする。権限を与えられた機関又は他の発給機関の公の印章についても、電子的に印刷されたものとすることができる。

2　原産地証明書は、原則として、船積みの時までに発給する。

3　原産地証明書が船積みの時までに発給されなかった例外的な場合において、輸出者又は生産者の要請があったときは、輸出締約国政府の国内法令に従って原産地証明書を船積みの日から十二箇月以内に遡及して発給することができる。この場合には、当該原産地証明書の関連する欄に「ISSUED RETROSPECTIVELY」と記載しなければならない。遡及して発給された原産地証明書は、その関連する欄に船積みの日を記載する。

4　遡及して発給された原産地証明書は、船積みの日から一年間有効なものとする。

5　輸出者、生産者又はそれらの者の権限を与えられた代理人は、発給された原産地証明書がその有効期間の満了前に盗まれ、亡失し、又は著しく損傷した場合には、輸出締約国政府の権限を与えられた機関又は他の発給機関に対し、当該権限を与えられた機関又は他の発給機関が保有する文書に基づいて当該原産地証明書の再発給として新たな原産地証明書を発給するよう要請することができる。このような方法によって発給される原産地証明書については、当該原産地証明書の関連する欄に「DUPLICATE OF THE ORIGINAL CERTIFICATE OF ORIGIN NUMBER_DATED_」の文言を記載する。当初の原産地証明書の発給日については、新たな原産地証明書に記載する。当該新たな原産地証明書については、当該当初の原産地証明書の有効期間中は有効なものとする。

第二・二条　修正

1　原産地に関する証拠書類に不正確な情報が含まれている場合には、

(a)　輸出者、生産者又はそれらの者の権限を与えられた代理人は、新たな原産地証明書の発給及び当初の原産地証明書を無効とすることを申請することができる。

(b)　輸入者、輸出者又は生産者は、新たな原産地証明文書を作成し、当初の原産地証明文書を撤回することができる。

2　1(a)の規定にかかわらず、輸出締約国政府の権限を与えられた機関又は他の発給機関は、新たな原産地証明書の発給申請に応じて又は自己の発意により、誤りを抹消し、及び必要な加筆をすることにより、原産地証明書を修正することができる。その修正は、輸出締約国政府の権限を与えられた機関又は他の発給機関の公認された署名及び公の印章により認証される。

3　発給された原産地証明書に関し、2に規定するものを除くほか、消去、重複した記載及び修正は、認めない。

第二・三条　原産地に関する証拠書類の言語

1　原産地に関する証拠書類は、英語により作成する。

2　1の規定にかかわらず、日本国への輸入については、輸入者は、原産地証明文書を日本語により作成することができる。

第二・四条　積送

基本協定第三・八条（原産地規則―積送）(a)の規定の適用上、輸入者は、産品の再こん包、ラベルの貼替え又は分割を行う場合には、輸入締約国政府の税関当局の要請に基づき、その作業が行われた後の積送される貨物の状態に合致する原産地に関する証拠書類を提供する。

第二・五条　軽微な誤り

輸入締約国政府の税関当局は、軽微な誤り（例えば、軽微な表現の相違若しくは語句の欠落、タイプの誤り又は指定された欄からのはみ出し）を考慮しないものとする。ただし、当該軽微な誤りが原産地に関する証拠書類に含まれる情報の正確性に疑いを生じさせるようなものではないことを条件とする。

第二・六条　原産品であることについての確認における連絡

1　基本協定第三・二十一条（原産地規則―原産品であることについての確認）及び第三・二十二条（原産地規則―原産品であるか否かについての確認のための訪問）の規定の適用上、輸入締約国政府の税関当局と輸出者、生産者又は輸出締約国政府の権限を与えられた機関若しくは税関当局との間の連絡は、両締約国政府が別段の合意をする場合を除くほか、外交上の経路を通じて行う。

2　1の規定にかかわらず、基本協定第三・二十一条（原産地規則―原産品であることについての確認）及び第三・二十二条（原産地規則―原産品であるか否かについての確認のための訪問）の規定の適用上、輸入締約国政府の税関当局は、輸出締約国政府の権限を与えられた機関又は税関当局及び原産地証明書の発給を申請し、又は原産地証明文書を作成した輸出者又は生産者と、1に規定する連絡と併せて、いずれかの方法（受領を確認することのできるものに限る。）により連絡することができる。

3　1及び2の規定にかかわらず、オーストラリアの税関当局は、日本国において発給された原産地証明書が真正なものであることを確認するため、日本国の経済産業省が提供する経済連携協定に基づく原産地証明書情報参照システムを利用することができる。

4　基本協定第三・二十一条（原産地規則―原産品であることについての確認）及び第三・二十二条（原産地規則―原産品であるか否かについての確認のための訪問）の規定に基づく両締約国政府間の連絡に使用される言語は、英語とする。

第三章　税関手続

第三・一条　相互支援

1　両締約国政府は、関税法令の適正な適用を確保するため、並びに関税法令の違反及びその未遂を防止し、調査し、並びにこれらに対応するため、各締約国政府の税関当局の権限及び利用可能な資源の範囲内で、両締約国政府の税関当局を通じて相互に支援する。

2　両締約国政府は、必要かつ適当な場合には、両締約国政府の税関当局を通じて、研究、開発及び試験であって、新たな税関手続並びに取締りのための新たな装置及び技術に関するもの、税関職員の訓練活動並びに税関当局間の人的交流の分野において協力する。

第三・二条　情報通信技術

1　両締約国政府の税関当局は、その税関手続における情報通信技術の利用（両税関当局間において可能な電子データの交換を含む。）を促進するため、関税協力理事会、国際標準化機構、貿易手続簡易化及び電子ビジネスのための国際連合センターその他の国際機関又は国際的な場の下で作成される国際的な標準又は手法を考慮して、協同の努力を払う。

2　両締約国政府の税関当局は、税関手続を改善するため、情報通信技術の利用に関する情報（最良の慣行を含む。）を交換する。

3　両締約国政府の税関当局による個別の情報通信技術の導入及び強化については、最大限可能な範囲で、関係当事者が表明する見解を考慮して行う。